

みまもりねっと

No.147

江戸川区消費者センター
江戸川区松島 1-38-1
グリーンパレス 1階
相談電話 03-5662-7637

訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入(不用品買取り)の 再勧誘は法律で禁止されています

健康食品や電気・ガスのプラン、リフォーム工事など、電話や自宅訪問でのしつこい勧誘に困った経験はありませんか？



「はっきり」断っているのに、事業者が再度勧誘することは法律で禁止されています。

(特定商取引法 第3条の2-2、第17条、第58条の6-3)

「はっきり断る」とは具体的に意思を相手に表示することです

- いりません
- 興味がありません
- 取引(契約)をするつもりは一切ありません



お断りします

下記のように、あいまいな伝え方は「断り」の意思表示とはなりません

- × 今忙しいので、後日 to してください
- × 主人が留守なのでわかりません
- × 考えておきます

< 消費者センターからのアドバイス >

普段から留守番電話に設定し、知らない人からの電話にはすぐに出ない事も有効です。



イラスト:消費者庁イラスト集より

トラブルやお困りの際には、消費者センターに相談してください

～被害を未然に防ごう！～

消費者センターでは被害防止対策グッズをご用意しています



訪問販売お断りシール

消費者センター、区役所、各事務所で配布しています。
玄関先の目立つ場所に貼り「しつこい勧誘」や「悪質商法」の被害防止にお役立てください。



防犯対策電話録音機

70歳以上の方だけでお住まいの世帯に消費者センター、区役所、各なごみの家で無償でお渡ししています。ご自宅の電話機に取り付ける自動話録音機で、特殊詐欺の対策に効果的です。

あんしん生活情報

自転車用ヘルメットの正しい選び方

2023年4月1日からすべての自動車利用者にヘルメット着用が努力義務化されています。ヘルメットは安全が確認された「JIS」「SG」「CE(ただしEN1078に限る)」「CPSC」等の規格適合を示すマークがあるものを使いましょう。

また、サイズが合っていないと頭部をしっかりと保護できません。購入前に実際に試着し、サイズを確認することをおすすめします。



困ったときは 迷わず相談！
江戸川区消費者センター
03-5662-7637
(相談専用電話 平日 9:00～16:00)

または
消費者ホットラインへ

188
(局番なし)